

インドネシア、法人所得税 一時免税(タックスホリデー) 制度の変更

EYグローバル・タックス・アラート ライブラリー

EYグローバル・タックス・アラートは、オンライン/pdfで以下のサイトから入手可能です。

www.ey.com/en_gl/tax-alerts

2020年9月18日、インドネシアの財務大臣(MOF)は、インドネシアで事業を行う企業に対する税優遇措置として、法人所得税一時免税(タックスホリデー)に係る財務大臣規則2018年150号(No.150/PMK.010/2018)(以下、「PMK-150」)の変更を定めた財務大臣規則2020年130号(No.130/PMK.010/2020)(以下、「PMK-130」)に署名しました。PMK-130は2020年10月8日付で施行され、これに伴いPMK-150は失効します。

対象となる「パイオニア産業」において新たに資本投資を行う及び／又は事業を拡大する法人納税者は、この優遇措置の適用申請を行うことができます。PMK-130の下でも、PMK-150に定められたパイオニア産業の分類や法人所得税上の優遇措置には変更はありません。今回の変更は主にタックスホリデー優遇措置を取得するための申請手続きに関するものとなっています。PMK-130では、特に、パイオニア産業として具体的に記載されていない産業に属する法人納税者がタックスホリデー優遇措置の特別な取得申請を行うことができるか否かについて一段と明確化されています。

A. タックスホリデー優遇措置の適格企業

パイオニア産業に新たに資本投資を行う企業は、主要な事業活動から得られる所得に対する法人所得税の減免(以下、「タックスホリデー優遇措置」)を受ける資格を有しています。

PMK-130の下では、タックスホリデー優遇措置を取得できる企業は、以下の基準を満たしていなければなりません。

1. パイオニア産業¹に属する企業であること
2. インドネシア法人であること

3. 以下の税制優遇措置の取得申請について、過去に一度も認可又は却下されたことがない新規資本投資計画を有していること
 - a) タックスホリデー優遇措置
 - b) 税制優遇措置
 - c) 労働集約型産業を対象とした法人所得税優遇措置、及び
 - d) 経済特区(SEZ)における法人所得税優遇措置
4. 少なくとも1,000億ルピアの新規資本投資計画を有していること
5. 税務上の負債資本比率(DER)要件(現在は4:1)を満たしていること、及び
6. タックスホリデー優遇措置の取得に関する認可が発行されてから1年以内に資本投資計画の実行開始を約束すること

当該企業は、国内の納税者によって直接的に所有されている場合には、上記(1)から(6)までの基準を満たしている以外に、同社の定款に記載された株主全員が納税義務を履行していることを示さなければなりません。これは、国税総局長官(Director General of Taxation)が発行する納税証明書(SKf)の提出によって証明されるべきです。株主の変更がある場合には、納税義務の履行に関する条件は、最新の定款に記載されている株主のみに適用されます。

納税者は、下記C項の(a)から(r)までにパイオニア産業として具体的に記載された産業以外の産業に属する企業であっても、以下の条件が満たされれば、タックスホリデー優遇措置の適用申請を行うことができます。

1. 上記A項の(2)から(6)までに記載されたタックスホリデー優遇措置を取得するための基準を満たしていること
2. パイオニア産業の定量基準(PMK-130の添付書類Aに記載)に基づく評価スコアが最低80点に達していること、及び
3. 株主が国内納税者である場合、納税証明書(SKf)要件を満たしていること

これまでの規則とは異なり、財務大臣は、「パイオニア産業」として具体的に記載されていなくても「パイオニア産業」として分類可能である産業に関するスコアリング(評点)ガイドラインを規定しています。したがって、新規投資に関心を持つ企業にとって、新規投資案が「パイオニア産業」に分類される可能性があるかどうかを判断する上でより良い指針が提供されています。

PMK-130の下でのパイオニア産業の量的基準に基づく評価スコア計算の基準は以下の通りです。

1. 幅広く現地産業との繋がりを有していること(以下の項目が含まれます)
 - a) インドネシア国内における競合企業数
 - b) 主要材料の現地調達
 - c) 製品がインドネシア国内で使用されること(輸入製品の代替品)
 - d) 当該地域における類似企業数
2. 高付加価値又は高い外部性を有していること(以下の項目が含まれます)
 - a) 現地労働者の雇用数
 - b) 投資の場所
3. 新たなテクノロジーの導入(以下の項目が含まれます)
 - a) 主要生産設備及び関連生産設備に環境に配慮したテクノロジーの使用
 - b) 主要生産設備及び関連生産設備に新たなテクノロジーの使用
4. 国家的な優先産業に該当すること(以下の項目が含まれます)
 - a) 国家戦略プロジェクトの支援
 - b) 生産拠点(国際サプライチェーンの支援)
 - c) 企業及び地域社会用に独自のインフラ設備の構築

B. 新タックスホリデー制度で提供される優遇措置

PMK-130の下でのタックスホリデー優遇措置は、PMK-150のそれと同一です。

タックスホリデー優遇措置における法人所得税減税の適用期間は以下の通りです。

- a. 1,000億ルピアから5,000億ルピア未満までの新規資本投資に対しては法人所得税の50%減額が5事業年度適用されます。
- b. 5,000億ルピア以上の新規資本投資に対しては法人所得税の100%減額が以下の期間適用されます。

次頁にあるタックスホリデーの適用期間の終了後に、以下の通り、法人所得税の減額がさらに2事業年度追加で提供されます。

- a. 1,000億ルピア以上で5,000億ルピア未満までの新規資本投資に対して法人所得税の25%減額
- b. 5,000億ルピア以上の新規資本投資に対して法人所得税の50%減額

分類	新規資本投資額		タックスホリデーの適用期間
	インドネシアルピア	米ドル(参考のみ)	
I	5,000億ルピア以上～1兆ルピア未満	3,300万米ドル以上～6,800万米ドル未満	5事業年度
II	1兆ルピア以上～5兆ルピア未満	6,800万米ドル以上～3億3,800万米ドル未満	7事業年度
III	5兆ルピア以上～15兆ルピア未満	3億3,800万米ドル以上～10億米ドル未満	10事業年度
IV	15兆ルピア以上～30兆ルピア未満	10億米ドル以上～20億米ドル未満	15事業年度
V	30兆ルピア以上	20億米ドル以上	20事業年度

C. タックスホリデー制度の対象となるパイオニア産業

PMK-150の下で定められたパイオニア産業の分類や定義については、PMK-130の下でも変更はありません。PMK-130の下でのパイオニア産業の一覧は以下の通りになっています。

- a. 統合上流貴金属産業(鉄鋼・非鉄鋼)(派生産業の有無にかかわらず)
- b. 統合石油・ガス浄化・精製産業(派生産業の有無にかかわらず)
- c. 石油、天然ガス又は石炭由来の統合石油化学産業(派生産業の有無にかかわらず)
- d. 農業、プランテーション又は林業由来の統合有機基礎化学産業(派生産業の有無にかかわらず)
- e. 統合無機基礎化学産業(派生産業の有無にかかわらず)
- f. 統合医薬品原材料産業(派生産業の有無にかかわらず)
- g. 放射機器、医療用エレクトロニクス機器又は電気療法機器の製造産業
- h. 電子機器又はテレマティクス機器の主要部品の製造産業
- i. エンジン及びエンジン主要部品の製造産業
- j. エンジン製造産業を下支えするロボット部品製造産業
- k. 発電所用機械の主要部品の製造産業
- l. 自動車及び自動車用主要部品の製造産業
- m. 船舶用主要部品の製造産業
- n. 鉄道用主要部品の製造産業
- o. 航空機主要部品産業及び航空宇宙産業の裾野産業
- p. パルプ生産用の農業、プランテーション又は林業由来の製品の製造産業(派生産業の有無にかかわらず)
- q. 経済インフラ、又は
- r. データ処理、ホスティング、その他の関連活動などを含むデジタル経済

上記のパイオニア産業ごとの事業活動や生産タイプの詳細については、インドネシア投資調整庁(BKPM)規則によって決定されます。現在のところ、上記の産業分類に基づいて174業種が対象として指定されています。

D. タックスホリデー優遇措置の申請方法及び申請時期

タックスホリデー優遇措置の適用申請は、オンライン・シングル・サブミッション(OSS)システムを通じて処理されます。

企業が新規資本投資計画をOSSシステムに登録すると、資本投資計画がタックスホリデー優遇措置取得の基準を満たしているか否かについてOSSシステムより当該企業に通知が送信されます。当該企業は、OSSシステムよりタックスホリデー優遇措置取得の基準を満たしている旨の通知を受領した場合には、以下の書類を提出することにより、OSSシステムを通じてのオンライン申請を継続することができます。

- a. 資本投資計画における固定資産の詳細のソフトコピー、及び
- b. 国内株主の納税証明書(SKF)のソフトコピー又は電子化文書

納税者から不備のない申請書類が提出されたら、OSSシステムによってタックスホリデー優遇措置の供与推薦対象として当該申請書類が財務大臣に提出されます。同時に、OSSシステムによって、申請書類が現在処理中である旨の通知が当該納税者に送信されます。

パイオニア産業に指定されていない産業に属する納税者については、上記D項の(a)及び(b)に記載された関係書類に加えて、次の書類の提出が必要になります。

- a. パイオニア産業基準適合検討書のソフトコピー、及び
- b. パイオニア産業の定量基準評価フォーム(PMK-130の添付書類Bに記載)に基づく納税者自身による計算結果(評価スコア)のソフトコピー

投資調整庁(BKPM)長官は、不備のない申請書類の受理後5営業日以内にパイオニア産業の定量基準評価フォームでの評価スコアが最低でも80点に達しているかどうかを評価しなければなりません。評価スコアが80点に達している場合には、当該申請書類は、パイオニア産業の基準を満たしていると見なされ、タックスホリデー優遇措置の供与推薦対象として投資調整庁によって処理されます。

OSSシステムによって、申請書類が現在処理中である旨の通知が当該納税者に送信されます。国税総局(DGT)は、納税者からのタックスホリデー優遇措置の利用申請書類に基づいて実地監査を行い、この投資調整庁の決定を再評価することができます。

タックスホリデー優遇措置の申請書類は、新規資本投資に係る商業生産の開始前にOSSシステムを通じて提出されなければなりません。この提出タイミングは、

- a. 当該企業が新規納税者用の事業者登録番号の取得申請書を提出するのと同時期か、又は
- b. 新規資本投資に係る事業許可証(ビジネスライセンス)の発行後1年以内のいずれかになります。

OSSシステムが利用できない場合には、納税者はオフラインで投資調整庁長官を経由して国税総局へ申請書類を提出することができます。オフラインでの申請書類の提出手続きは、投資調整庁規則に従って行われなければなりません。

投資調整庁長官は、不備のないプロポーザルを受理後5営業日以内に、財務大臣に代わり当該企業へのタックスホリデー優遇措置の認可を決定します。タックスホリデー優遇措置の認可決定は、投資調整庁規則に従って発行されます。

PMK-130の発効日から4年以内に提出されるタックスホリデー優遇措置のプロポーザルに関しては、財務大臣が認可することができます。

E. 国家戦略プロジェクトの実施にあたり政府から委託された納税者

国家戦略プロジェクトの実施の加速化に関連して政府から委託された納税者(以下、「受託納税者」)は、タックスホリデー優遇措置の取得申請を行うことができ、定められた基準を満たしていることを条件として、特別な優遇措置が供与されます。特別な優遇措置は以下の通りです。

- a. 受託納税者は、商業生産開始後に申請書類を提出することができます。提出タイミングは、受託納税者が新規納税者用の事業者登録番号の取得申請書類を提出するのと同時期か、又は、新規資本投資に係る事業許可証の発行後1年以内のいずれかになります。
- b. タックスホリデー優遇措置の適用期間の決定に使用される投資価値は、受託納税者が資本投資計画のすべてを実施した時点における投資価値になります。及び、
- c. 受託納税者は、商業生産を開始しており、かつ、資本投資計画をすべて実施していることを条件として、タックスホリデー優遇措置の利用を開始することができます。

政府からの委託については、大臣令又は省と同等レベルの国家機関の機関長令によって決定されます。

政府の委託事業は、大臣令又は国家機関長令に記載された法人納税者、或いは、大臣令又は国家機関長令に係る事業を履行するために設立された、大臣令又は国家機関長令に記載された法人納税者以外の法人納税者によって履行されることがあります。政府の委託事業を実施するに際して、受託納税者がスピンオフスキームを使用する場合には、新規資本投資の投資価値に加えて、スピンオフから派生するすべての投資価値に対してタックスホリデー優遇措置が適用されます。

F. タックスホリデー優遇措置の利用可能時期

企業は、商業生産を開始する事業年度、又は、受託納税者の場合には、新規資本投資計画がすべて実行された事業年度からタックスホリデー優遇措置を利用することができます。

商業生産の開始は、納税者によるタックスホリデー優遇措置の利用申請書類を受理後に国税総局が実施する実地監査の結果に基づいて国税総局によって決定されます。納税者によるタックスホリデー優遇措置の利用申請書類は、以下のタイミングで提出されるものとします。

- a. パイオニア産業に属する納税者については、商業生産の開始後、又は
- b. パイオニア産業として具体的に記載されていない産業に属する納税者については、商業生産を開始する事業年度の終了後

納税者は、以下の関係書類をOSSシステムにアップロードし、OSSシステムを経由してタックスホリデー優遇措置の利用申請を行わなければなりません。

- a. 固定資産投資の実行に関する書類及びそのレイアウトのイメージ図
- b. 納税者の納税証明書(SKF)、及び
- c. 初回販売(first-time sales)に関する書類

タックスホリデー優遇措置の供与決定は、財務大臣に代わり、国税総局長官が行うものとします。

G. タックスホリデー優遇措置の取得企業の義務

タックスホリデー優遇措置の取得企業は以下のことを行わなければなりません。

- a. 国税総局長官及び財政政策委員会(Fiscal Policy Board)会長に下記の状況を記載した年次報告書を提出すること

1. タックスホリデー優遇措置に関する財務大臣の決定を受領してから商業生産の開始までの資本投資の実行状況。受託納税者については、資本投資計画のすべてを実行するまでの資本投資の実行状況。及び、
2. 商業生産を開始する事業年度からタックスホリデー優遇措置の適用期間が終了する事業年度末までの各事業年度における生産実施状況に関する報告。受託納税者については、国税総局によってタックスホリデー優遇措置が決定される事業年度からタックスホリデー適用期間が終了する事業年度末までの各事業年度における生産実施状況に関する報告。

いずれの報告書も各関連事業年度終了後30日以内に提出されなければなりません。

- b. タックスホリデー優遇措置の対象となる所得と対象外の所得を分離して別の会計帳簿を作成すること。課税所得の計算上、上記2つの所得の間で分離できない共通費用については、比例配賦されるべきです。及び、
- c. 現行の税法規制の定めに従い源泉徴収義務を履行すること。主要な事業活動から生じる所得は法人所得税減税の利用期間中は源泉徴収税の課税対象とはなりません(源泉徴収税の免除レターの発行は不要)。しかし、主要な事業活動以外の活動から生じる所得は源泉徴収税の課税対象になる場合があります。

H. タックスホリデー優遇措置が取り消される可能性がある状況

以下の場合、タックスホリデー優遇措置が取り消される可能性があります。

- a. 国税総局によって実施される実地監査の結果に基づいて、
 - (i) 当該企業の商業生産開始時点における新規資本投資の実行価値が1,000億ルピア未満であることが判明した場合
 - (ii) 新規投資計画の実行状況と主要な事業活動の計画との間に不一致があることが判明した場合
 - (iii) 当該納税者がタックスホリデー優遇措置の取得申請時にすでに商業生産を開始していたことが判明した場合(ただし、受託納税者を除く)
 - (iv) 当該納税者がパイオニア産業の定量基準を満たしていないことが判明した場合

- b. 当該企業がタックスホリデー優遇措置を取得するために使用する新規資本投資の実行にあたり中古の資本財を輸入又は購入する場合(ただし、当該中古の資本財がインドネシア国内で生産されておらず、かつ外国からの新規資本投資のパッケージ全体の一部として再配置される場合、及び/又は、当該企業が受託納税者である場合は除く)

- c. 当該企業がタックスホリデー優遇措置の適用期間中に資産を移転する場合(ただし、当該資産移転が効率性向上のために行われ、かつ、資産移転の結果、新規資本投資の実行価値が新規資産投資計画の投資価値を下回らない場合は除く)、及び/又は

- d. 当該企業が新規資本投資を海外に移転する場合

上記(a)の事由によるタックスホリデー優遇措置の取り消しは、財務大臣によって決定されます。その一方で、上記(b)から(d)の事由によるタックスホリデー優遇措置の取り消しは、財政政策委員会会長の提言に基づいて財務大臣によって決定されます。タックスホリデー優遇措置の取り消しは、財務大臣に代わって国税総局によって実行されます。

タックスホリデー優遇措置の適用が取り消された場合、タックスホリデー優遇措置の取得企業は、法人所得税減税を利用している場合には、現行の税法規制に従って罰金を含む未払い法人所得税を返済しなければなりません。上記の(b)から(d)の事由によりタックスホリデー優遇措置が取り消される場合には、当該企業は法人所得税に対するさらなる減税を取得することはできません。

I. タックスホリデー優遇措置の評価

タックスホリデー優遇措置は、その発表後定期的に評価されます。投資調整庁長官は、タックスホリデー優遇措置の実行状況について四半期ごとに財務大臣に対して報告書を提出しなければなりません。

J.経過規定

PMK-130の施行時点で、

- a. 財務大臣規則2011年130号(No. 130/PMK.011/2011)及び財務大臣規則2014年192号(No. 192/ PMK.011/2014)での修正に基づいてタックスホリデー優遇措置を享受している納税者は、当該タックスホリデーの適用期間が終了するまで、タックスホリデー優遇措置を利用することができます。
- b. 財務大臣規則2015年159号(No.159/PMK.010/2015)及び財務大臣規則2016年103号(No. 103/ PMK.010/2016)での修正に基づいてタックスホリデー優遇措置を享受している納税者は、当該タックスホリデーの適用期間が終了するまで、タックスホリデー優遇措置を利用することができます。
- c. 財務大臣規則2018年35号(No.35/PMK.010/2018)(以下、「PMK-35」)に基づいてタックスホリデー優遇措置を享受している納税者は、当該タックスホリデーの適用期間が終了するまで、タックスホリデー優遇措置を利用することができます。
- d. PMK-150に基づいてタックスホリデー優遇措置を享受している納税者は、当該タックスホリデーの適用期間が終了するまで、タックスホリデー優遇措置を利用することができます。
- e. 国税総局による実地監査、タックスホリデー優遇措置の利用に関する決定、資本投資の実行状況に関する報告、タックスホリデー優遇措置の取り消しなどに関するPMK-130の規定は、PMK-35又はPMK-150に基づいてタックスホリデー優遇措置の供与決定をすでに受領している納税者にも適用されます。
- f. PMK-130の施行前までに提出されたタックスホリデー優遇措置の取得申請について、当該取得申請が投資調整庁による調整会議ですでに認可決定が下されている場合には、PMK-150の規定に基づいて処理されるものとします。
- g. PMK-130の施行前までに提出されたタックスホリデー優遇措置の取得申請について、当該取得申請が投資調整庁による調整会議でまだ認可決定が下されていない場合には、PMK-130の規定に基づいて処理されるものとします。
- h. PMK-150の施行後、PMK-130の施行前までにOSSシステムにより発行された資本投資に係る事業許可証を所有する納税者は、以下の条件が満たされていることを条件として、PMK-130に基づいてタックスホリデー優遇措置の取得申請を行うことができます。
 - (i) 当該納税者が基準を満たしていること
 - (ii) 取得申請が商業生産開始前に提出されていること、及び
 - (iii) 取得申請がPMK-130の施行後1年以内に提出されていること
- i. 財務大臣規則2011年130号(No.130/PMK.011/2011)及び財務大臣規則2014年192号(No. 192/ PMK.011/014)での修正に基づいてタックスホリデー優遇措置の決定を受けているが、当該タックスホリデー優遇措置をまだ利用していない納税者に対する手続きは以下の通りです。
 - (i) 国税総局長官規則No PER-44/PJ/2011に基づいて、資金の利用状況や、資本投資の実行状況に関する報告書を提出しなければなりません。
 - (ii) PMK-130に基づいて、商業生産開始に関する申請を提出しなければなりません。
 - (iii) 商業生産開始に関する決定は、国税総局長官規則No PER-45/PJ/2011に基づいて処理されるものとします。

上記の通り、投資調整庁規則の実施に関してPMK-130の下で2つの規定(上記D項)が定められています。投資調整庁の当局者との討議から、タックスホリデーに関する関係投資調整庁規則の修正が今年中に発行される予定であると理解しています。

巻末注

1. バイオニア産業とは、広範囲の関連性及び／又は相関関係を持ち、付加価値や高い外部性を提供し、新しい技術を導入し、かつ、インドネシアの国内経済に戦略的価値を提供する産業のことです。

本アラートに関するお問い合わせは、下記担当者までご連絡ください。

EY税理士法人

須藤 一郎	パートナー	ichiro.suto@jp.ey.com
齋藤 隆一	シニアマネージャー	ryuichi.saito@jp.ey.com

EYインドネシア

瀬戸 亮介	パートナー	ryosuke.seto@id.ey.com
大橋 祐一	シニアマネージャー	yuichi.ohashi@id.ey.com

メールマガジンのお知らせと登録方法

弊法人では、上記ニュースレター、専門雑誌への寄稿記事及び海外の税制動向を定期的にメールマガジンにて配信しております。

メールマガジン配信サービスのお申し込みをご希望される方は、以下をご参照ください。

1. <https://www.eyjapan.jp/connect-with-us/mail-magazine/index.html> を開きます。
2. 「メールマガジンの新規登録について」に従い、メールマガジン登録ページよりご登録ください。

* なお、本メールマガジン登録に際しては、「個人情報の取扱い」についてご同意いただく必要があります。



@EY_Japan

最新の税務情報を配信しています。

本ニュースレターに関するご質問・ご意見等がございましたら、弊社の担当者又は下記宛先までお問い合わせください。

EY税理士法人

ブランド、マーケティングアンド コミュニケーション部
tax.marketing@jp.ey.com

EY | Assurance | Tax | Strategy and Transactions | Consulting

EYについて

EYは、アシュアランス、税務、ストラテジー、トランザクションおよびコンサルティングにおける世界的なリーダーです。私たちの深い洞察と高品質なサービスは、世界中の資本市場や経済活動に信頼をもたらします。私たちはさまざまなステークホルダーの期待に応えるチームを率いるリーダーを生み出していきます。そうすることで、構成員、クライアント、そして地域社会のために、より良い社会の構築に貢献します。

EYとは、アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドのグローバルネットワークであり、単体、もしくは複数のメンバーファームを指し、各メンバーファームは法的に独立した組織です。アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドは、英国の保証有限責任会社であり、顧客サービスは提供していません。EYによる個人情報の取得・利用の方法や、データ保護に関する法令により個人情報の主体が有する権利については、ey.com/privacyをご確認ください。EYについて詳しくは、ey.comをご覧ください。

EY税理士法人について

EY税理士法人は、EYメンバーファームです。税務コンプライアンス、クロスボーダー取引、M&A、組織再編や移転価格などにおける豊富な実績を持つ税務の専門家集団です。グローバルネットワークを駆使して、各国税務機関や規則改正の最新動向を把握し、変化する企業のビジネスニーズに合わせて税務の最適化と税務リスクの低減を支援することで、より良い社会の構築に貢献します。詳しくは、ey.com/ja_jp/people/ey-taxをご覧ください。

© 2020 Ernst & Young Tax Co.
All Rights Reserved.

Japan Tax SCORE 20201210

本書は、一般的な参考情報の提供のみを目的に作成されており、会計、税務及びその他の専門的なアドバイスをを行うものではありません。EY税理士法人及び他のEYメンバーファームは、皆様が本書を利用したことにより被ったいかなる損害についても、一切の責任を負いません。具体的なアドバイスが必要な場合は、個別に専門家にご相談ください。

ey.com/ja_jp